

平成27年度液化石油ガス販売事業者等立入検査結果について

平成28年7月
関東東北産業保安監督部
東北支部保安課

当支部では、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（以下「法」という。）第83条第1項及び第2項の規定に基づき、毎年、当支部所管液化石油ガス販売事業者の販売所及び保安機関の事業所に対し立入検査を実施している。

平成27年度は、「平成27年度液化石油ガス販売事業者等保安対策指針（平成27年3月13日付け20150312商局第1号）における要請事項への取り組み状況の確認を主眼に、液化石油ガス販売事業者及び保安機関における自主保安の高度化、保安教育の徹底、法令遵守の徹底への取り組み状況の確認を重点確認項目として立入検査を実施した。

平成27年度の液化石油ガス販売事業者等立入検査の概要は、以下のとおりである。

I 立入検査の実施について

- | | | |
|---------|-----------------|------------|
| 1. 実施時期 | 平成27年6月～平成28年2月 | |
| 2. 実施件数 | 販売事業者 | 6販売所（6事業者） |
| | 保安機関 | 2事業所（2事業者） |
| | 計 | 8事業所（8事業者） |

※当支部所管販売事業者は全て保安機関を兼ねており、立入検査においては保安機関の業務についても検査を実施している。

3. 実施内容
- ・各販売事業者及び保安機関の事業所において、業務主任者等の立会のもとに帳簿等の検査及び貯蔵施設等の現場確認を実施。また、一部について、一般消費者等の供給設備の管理状況等を確認。
 - ・立入検査において問題点が認められた場合は、後日、改善指示書を交付。改善報告書により処置を確認。また、軽微な不適合については、注意事項とし通知。後日、電話等で改善を確認。

II 平成27年度液化石油ガス販売事業者等立入検査における指摘事項（項目別）

No.	項目	主な違反内容	件数
【販売事業者】			
1	基準適合義務等（法第16条）	供給設備の技術基準不適合 （容器から2m以内にある火気をさえぎる措置を講じていない等）	3
2	保安業務を行う義務（法第27条）	定期供給設備点検、定期消費設備調査の期限超過 （4年に1回以上実施していない）	2
		定期消費設備調査に係る再調査の期限超過 （不適合通知より1月から6月の期間内に実施していない）	1
		供給設備の技術基準不適合に係る通知の未実施	2
3	保安業務の委託（法第28条）	保安業務の委受託契約の不備 （相互に書面を交付していない）	1
4	保安業務の技術的能力（法第31条）	緊急時対応における保安業務資格者の常時配置の不備 （緊急時連絡先として利用を認めていない携帯電話へ転送）	1
5	保安機関の業務（法第34条）	受託した保安業務を再委託	1
【保安機関】			
	該当なし	該当なし	0
合 計			11